

中間前払金制度の導入について

小野市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、平成26年4月1日から、下記のとおり中間前払金制度を導入いたしましたのでお知らせいたします。

記

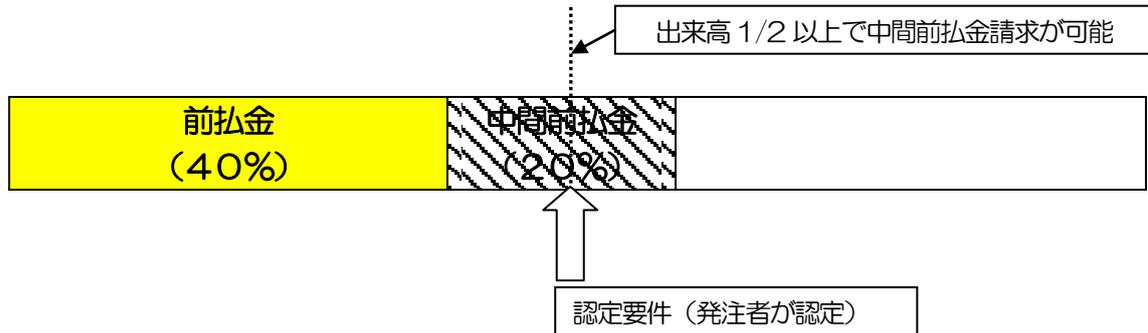
1. 中間前払金制度とは

現在、市が発注する請負金額が1件500万円以上の工事について、その請負金額の10分の4以内において、前払いを実施しています。

今回新たに導入する中間前払金制度は、工事の中間段階で一定の認定要件を満たしている場合において、当初の前払金に追加して、請負金額の10分の2以内の前払いを行うものです。

なお、中間前払いについては、当初の前払いと同様に公共工事前払金保証事業会社の保証が必要となりますが、部分払いと比べて、出来高検査を受ける必要がないため、手続きが容易であり、支払いが早いことが特徴です。

【前払金及び中間前払金のイメージ】



2. 対象となる工事

市が発注する請負金額が1件500万円以上の建設工事（工事に関する設計等の業務委託は中間前払金制度の対象外）

3. 中間前払金の額

請負金額の10分の2以内（限度額は設定しない）

※当初の前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

4. 認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要となります。

①工期の2分の1を経過していること

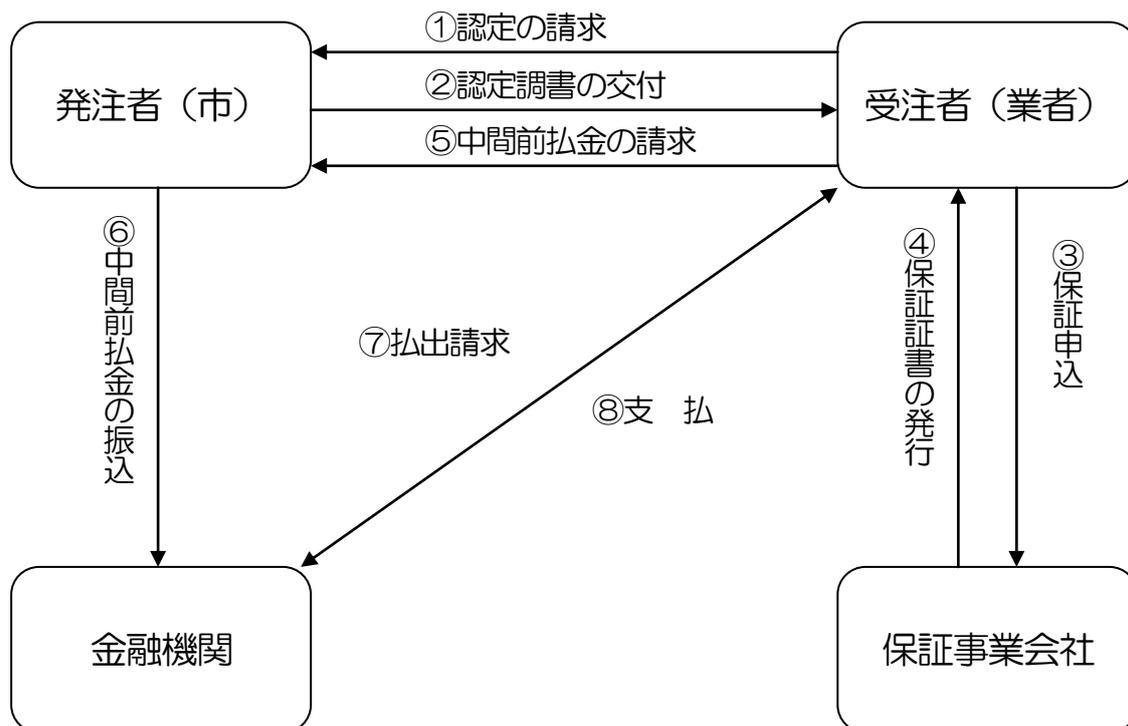
②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること

③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること

5. 部分払いとの併用

部分払いと併用することができます。ただし、部分払いの支払いを受けた後に中間前払いを受けることはできません。

6. 手続きの流れ



- ①受注者が、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」を発注者（工事主管課）に提出する。
- ②発注者（工事主管課）が認定要件を確認し、要件を満たしていることが確認できれば「中間前払金認定調書」を受注者へ交付する。
- ③受注者は「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。
- ④保証事業会社は、認定調書の内容を確認後、受注者と中間前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書を発行する。
- ⑤受注者は、中間前払金保証証書を添えて、発注者（工事主管課）に中間前払金の支払いを請求する。
- ⑥発注者は、受注者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

7. 施行日

平成26年4月1日から適用。

平成26年3月31日以前に行った一般競争入札公告、指名競争入札通知及び随意契約に係る見積依頼による契約については、対象外とします。